

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第四十六号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（昭和五十五年広島県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 蒸気又は熱気を使用する入浴設備を設ける場合は、当該入浴設備の構造、機能等を明らかにした図面又は書面

第三条中「第七条第三項」を「第七条第五項又は第七条の二第五項」に、「第七条の三第一項ただし書」を「第七条の六第一項ただし書」に改める。

第六条を第七条とする。

第五条第一項中「別記様式第六号」を「別記様式第七号」に改め、同条第二項中「別記様式第七号」を「別記様式第八号」に改め、同条第三項中「別記様式第八号」を「別記様式第九号」に改め、同条第四項を次のように改め、同条を第六条とする。

4 前項の届出には、変更の場合にあつては次の各号に掲げる書類を、廃止の場合にあつては前条の許可指令書を添付しなければならない。

一 法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名の変更の場合は、登記事項証明書

二 構造設備の変更の場合は、当該変更に係る第二条第二項第一号から第三号までに掲げる書類

第四条中「別記様式第五号」を「別記様式第六号」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（患者の入浴の許可の申請）

第四条 法第四条ただし書の規定による許可を受けようとする者は、別記様式第五号による申請書に患者用の入浴施設の平面図を添付して申請しなければならない。

別記様式第一号を次のように改める。

(別記)
様式第 1 号 (第 2 条関係)

(表)

広島県収入証紙ちよう付欄

公衆浴場営業許可申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

郵便番号
申請者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては、その名称) 及び代表者の氏名 (印)
生年月日 年 月 日
電話番号

次のとおり公衆浴場の営業の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

施設名称	郵便番号	電話番号
所在地		
種別	<input type="checkbox"/> 一般公衆浴場 <input type="checkbox"/> その他の公衆浴場 ()	
衛生管理 責任者氏名		
直近公衆浴場の 名称	直 近 距 離	m
工事しゅん工 予定日	予 想 利 用 者 数	人/日

- 添付書類
- 1 施設の配置図及び平面図
 - 2 浴槽の構造の概要及び略図
 - 3 蒸気又は熱気を使用する入浴設備を設ける場合は、当該入浴設備の構造、機能等を明らかにした図面又は書面
 - 4 付近の見取図
 - 5 設置しようとする公衆浴場の本屋と近接の既設の公衆浴場の本屋とを結ぶ線の長さを明示した図面
 - 6 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し

注 1 欄内に記入できない場合は、別紙とすること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

構造設備

建築物の構造種類		造			階建 (公衆浴場部分			階)	
原水の種類	水道水, 地下水, 温泉水, その他 ()	有	基数	基	容量	m ³	貯水槽	有・無	
			貯湯槽の有無	無				°C	
温泉, 薬湯等の有無	有	有	種類	分					
				成					
			用法, 用量及び効能						
脱衣場	洗面場の面積	男	男		女	女	m ²	m ²	
			洗面積	m ²					洗面積
脱衣場	脱衣箱及び錠の有無	有	人分 (錠の有・無)		人分 (錠の有・無)				
			洗面積	m ²	洗面積	m ²			
浴槽	浴槽の数	有	屋内	箇所	屋内	箇所	箇所	箇所	
			屋外	箇所	屋外	箇所	箇所	箇所	
	面積	有	m ²		m ²		m ²		
			深さ	c m	深さ	c m	深さ	c m	
	縁の高さ	有	c m		c m		c m		
			気泡発生装置等	有・無		有・無		有・無	
	循環ろ過装置	循環ろ過装置の設置	有	男女で1系列		男女別々で2系列		系列	箇所
				連続使用槽数	合計系列数:				
	循環ろ過装置	循環ろ過装置	有	換水頻度: () 日に1回		箇所		m ³ /時	m ³ /時
				能力	ろ材	能力	ろ材		
集毛器	有	有・無		有・無		有・無			
		消毒方法	使用薬剤	消毒方法	使用薬剤				
消毒装置	注入場所	有	注入方法		注入場所		自動・手動	自動・手動	
			自動	手動	自動	手動			
打たせ湯	有	使用水		使用水		有			
		無	無		無		無		
シャワー設備	シャワー設備	有	使用水		使用水		有		
			無	無		無		無	
オーバーフロー回収槽	有	有・無		有・無		有・無			
		サウナ	有	無	有	無	有	無	
浴室面積	サウナ	有	ベッド数		ベッド数		m ²	m ²	
			温度計・湿度計・非常用ゾナー・その他 ()	温度計・湿度計・非常用ゾナー・その他 ()					
個室面積	脱衣場面積	有	有 (箇所)		有 (箇所)		無	無	
			有	無	有	無			
履物置場	有	有 (箇所)		有 (箇所)		無	無		
		有	無	有	無				
備考	有	有 (箇所)		有 (箇所)		無	無		
		有	無	有	無				

別記様式第四号及び別記様式第五号を次のように改める。

様式第4号 (第3条関係)

しゅん工届

平成 年 月 日

広島県知事様

郵便番号

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 [法人にあつては、その名称

及び代表者の氏名]

④

電話番号

平成 年 月 日付けで申請した次の施設は、平成 年 月 日にしゅん工しました。

- 1 申請施設の名称
- 2 申請施設の所在地

添付書類 1 建築基準法に基づく検査済証等の写し

2 消防法令適合通知書

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 5 号 (第 4 条関係)

患者入浴許可申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては、その名称
及び代表者の氏名) ⑩
電話番号

公衆浴場法第 4 条ただし書に規定する患者の入浴に係る許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 許可指令番号及び許可年月日
- 4 患者用の入浴施設の概要

添付書類 患者用の入浴施設の平面図

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

出願書に添付する中「(第5条関係)」や「(第6条関係)」及び

「届出者 名称 代表者氏名」を

「 郵便番号 主たる事務所
の所在地 届出者 名称
代表者の氏名」及び「許可番号」や「許可指

定電話番号」を
「 電話番号」及び「事務所」や「主たる事務所」及び「郵便番号」 — 「電話番号」及び「郵便番号」 — 「電話番号」

「添付書類 定款又は寄附行為の写し」を

「添付書類 合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該
浴場業を承継した法人の定款又は寄附行為の写し」

改め、同様式を別記様式第八号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第 9 号 (第 6 条関係)

申請書等の記載事項変更
届
営業の廃止・停止

平成 年 月 日

広島県知事様

郵便番号

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称)

及び代表者の氏名

印

電話番号

次のとおり (申請書等の記載事項の変更、営業の廃止・停止) をしたので、公衆浴場法施行規則第 4 条の規定によつて届けます。

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 営業の種類、許可指令番号及び許可年月日
- 4 届出事項

添付書類 1 法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名の変更の場合は、登記事項証明書

2 構造設備の変更の場合は、変更前後の関係図面

3 営業廃止の場合は、許可指令書

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 届出事項には、変更の場合は変更年月日並びに変更前及び変更後の事項、廃止の場合には廃止年月日、停止の場合は停止期間を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

「第5条関係）」や「第6条関係）」

「届出者 氏名 ④ 」や

「 郵便番号

住所

届出者 氏名 ④ 年 月 日

生年月日 年 月 日

電話番号

被相続人との続柄 」

「許可番号」や「許可指令番号」

相続人	氏名	郵便番号	生年月日	年	月	日
	住所		電話			
被相続人との続柄						
相続開始の年月日		年		月	日	
相続開始の年月日		年		月	日	

改め、同様式を別記様式第七号とし、同様式の前に次の一様式を加える。

様式第 6 号 (第 5 条関係)

指令 第

号

住所

氏名

平成 年 月 日付けで申請の公衆浴場営業については、公衆浴場法 (昭和 23 年法律第 139 号) 第 2 条第 1 項の規定によつて、次のとおり許可します。

平成 年 月 日

広島県知事



1 営業施設の名称

2 営業施設の所在地

3 営業の種類別

4 条 件

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の公衆浴場法施行細則によって行われている申請その他の手続は、改正後の公衆浴場法施行細則によって行った申請その他の手続とみなす。